第二十三条の六第六項第三号イ(3)中「増改築等を」を「当該増改築等を」に、「供されている」を「供されることとなる」に、「記録された」を「記載された」に、「規定する家屋に該当する」を「掲げる要件を満たす」に改め、同号イ(4)中「増改築等をした増改築対象家屋」を「当該増改築等をした増改築対象家屋」に改め、同号イ(5)中「増改築等対象家屋」を「増改築対象家屋」に改め、「当該特定受贈者の配偶者及び」を削り、「からされた」を「との請負契約その他の契約に基づき増改築等をした」に改め、同号ロ(1)中「、(2)及び」を「及び」に改め、同号ロ(4)中「増改築等」を「当該増改築等」に、「とき」を「とき（当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき）」に、「イ(3)及び(4)」を「イ(2)から(4)まで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を同日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると認められる場合　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。）に掲げる書類

(2)　当該増改築対象家屋の当該増改築等後直ちに当該増改築対象家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することができない事情及び当該居住の用に供する予定時期を記載した書類

(3)　当該増改築対象家屋を法第七十条の三第一項第三号に規定する同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供すること及び当該増改築対象家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の六の二を削る。

第二十三条の八第三項第七号中「法第七十条の六第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二十九項第三号中「農業相続人が法第七十条の六第三十一項の都市営農農地等を有する場合には、」を削る。

第二十三条の九第四項第一号中「被保険者」の下に「（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限る。）」を加え、同条第五項中「第二十一項第一号イ」を「第二十三項第一号イ」に改め、同条第八項中「第四十条の八第八項」を「第四十条の八第九項」に改め、同条第九項中「第四十条の八第十三項」を「第四十条の八第十五項」に改め、同条第十一項中「贈与の時」を「贈与の直前」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十四項第一号ロ」を「第四十条の八第十六項第一号ロ」に改め、同条第十四項中「ニまで」を「ホまで」に改め、「並びに貸付金及び未収金（経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者に対するものに限る。）」を削り、同条第十六項中「第四十条の八第二十二項」を「第四十条の八第二十項」に、「この項、第二十三項第三号ニ及び第二十四項第五号」を「以下この条」に改め、同条第十八項中「当該合併に係る合併承継会社が」を削り、同項第一号中「当該」の下に「合併に係る」を加え、「ホまでの」を「へまでに掲げる」に改め、同項第二号中「当該」を「前号の」に改め、同項第三号中「当該効力が生ずる日において、当該」を「前号の」に、「当該合併承継会社の」を「第一号の合併承継会社の」に改め、同項第四号中「当該効力が生ずる日において、当該経営承継受贈者が有する当該」を「第二号の経営承継受贈者が有する第一号の」に改め、同項第五号中「当該経営承継受贈者が、」を削り、「当該合併承継会社」を「第一号の合併承継会社」に、「を受けて」を「がされて」に改め、同条第十九項中「当該株式交換等に係る交換等承継会社が」を削り、同項第一号中「当該」の下に「株式交換等に係る」を加え、「ホまでの」を「へまでに掲げる」に改め、同項第二号中「当該交換等承継会社及び当該」を「前号の交換等承継会社及び同条第四項第十四号の」に改め、同項第三号中「当該効力が生ずる日において、当該」を「前号の」に、「当該交換等承継会社の」を「第一号の交換等承継会社の」に改め、同項第四号中「当該効力が生ずる日において、当該経営承継受贈者が有する第一号の」に改め、同項第五号中「当該経営承継受贈者が、」を削り、「当該交換等承継会社」を「第一号の交換等承継会社」に、「を受けて」を「がされて」に改め、同条第二十項中「第四十条の八第三十二項」を「第四十条の八第三十三項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十一項」を「第四十条の八第三十二項」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第一号」の下に「及び第二十八項第一号」を加え、同項第六号中「贈与の日」を「贈与の時」に改め、同条第二十三項中「第四十条の八第三十三項第五号」を「第四十条の八第三十四項第五号」に改め、同項第一号中「法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日（以下この条において「経営贈与報告基準日」という。）」を「その経営贈与報告基準日（法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号中「当該経営贈与報告基準日」を「その経営贈与報告基準日」に改め、同項第三号中「当該経営贈与報告基準日が」を「その経営贈与報告基準日が」に改め、同項第四号中「当該経営贈与報告基準日」を「その経営贈与報告基準日」に改め、同項第五号中「おいて」を「経営承継受贈者につき」に改め、同条第二十四項中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十四項」に改め、「書類は、」の下に「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社に係る」を加え、同項第一号中「当該」を「その」に改め、「認定贈与承継会社の」を削り、同項第二号中「前号の認定贈与承継会社の」を削り、「当該」を「その」に改め、同項第三号中「当該経営贈与報告基準日」を「その経営贈与報告基準日」に改め、「第一号の認定贈与承継会社の」及び「当該認定贈与承継会社の」を削り、「確認できる書類」の下に「（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）」を加え、同項第四号中「当該経営贈与報告基準日」を「その経営贈与報告基準日」に、「までに」を「までの間に」に、「事業年度」を「各事業年度」に改め、「第一号の認定贈与承継会社の」を削り、同項第五号中「当該」を「その」に改め、「第一号の認定贈与承継会社の」を削り、同項第六号中「当該」を「その」に、「経営贈与承認期間」を「経営贈与承継期間」に改め、同項第七号中「までに第一号の認定贈与承継会社が」を「までの間に」に、「をした」を「があつた」に改め、同項第八号中「事項」を「書類」に改め、同条第二十五項中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十四項」に改め、同項第二号ハ中「確認できる書類」の下に「（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）」を加え、同条第二十六項中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同条第二十七項及び第二十八項を次のように改める。

27　施行令第四十条の八第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営承継受贈者の氏名及び住所

二　贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により特例受贈非上場株式等の取得をした年月日

三　特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地

四　その死亡日（施行令第四十条の八第三十五項の経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日をいう。以下この項及び次項において同じ。）までに終了する各事業年度（当該死亡日の直前の経営贈与報告基準日及び法第七十条の七第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額

五　その死亡日における猶予中贈与税額

六　その死亡日において経営承継受贈者が有する特例受贈非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名

七　その死亡日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項

イ　当該死亡日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額

ロ　当該死亡日の属する事業年度の直前の事業年度末における法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合

ハ　当該死亡日の属する事業年度の直前の事業年度における法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合

ニ　当該死亡日における常時使用従業員の数